

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		犬山祭保存会助成金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山祭保存会		代表者名	会長 石田芳弘		
関係規定	法令	文化財保護法第3条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成10年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		犬山祭の保存団体に対する助成であるため					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		「犬山祭の車山行事」は国指定の重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産にも登録された世界的にも重要な文化財である。犬山祭保存会は、全国各地の祭礼保存団体と連携を取りながら祭の保存と伝承を目的とした後継者育成事業などの活動を推進しており、市がそれらの一部に助成することで、保存団体の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		2,000,000 円	2,000,000 円	2,000,000 円	2,000,000 円		
		(2,000,000 円)	(2,000,000 円)	(2,000,000 円)	(2,000,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・犬山祭を滞りなく執行するための事前準備及び当日の運営 ・後継者育成(児童等への教育普及活動) ・祭文化発信、情報収集のために行う各種活動(会議、研修会等への参加等) 					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		不明			
		うち補助事業全体の経費		3,438,307 円			
		うち補助対象経費		2,035,690 円			
		補助対象経費の内訳		会議費		10,000 円	
				活動費		1,249,700 円	
				PR費		108,864 円	
				祭礼費		224,086 円	
				事務通信費		339,468 円	
渉外費				103,572 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額2,000,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	助成額が事業実績額を下回っているため、精算をしていない		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		犬山祭は、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」の1つとして、後世への確かな継承が今後より一層求められることになる。保存団体である犬山祭保存会の活動資金に助成を行うことで、研修会への参加や他の保存団体との交流による情報交換など、祭りの伝承活動と情報発信が効果的に進められている。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		不明			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		51,788 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※平成29年度の実績に基づき作成しています。